

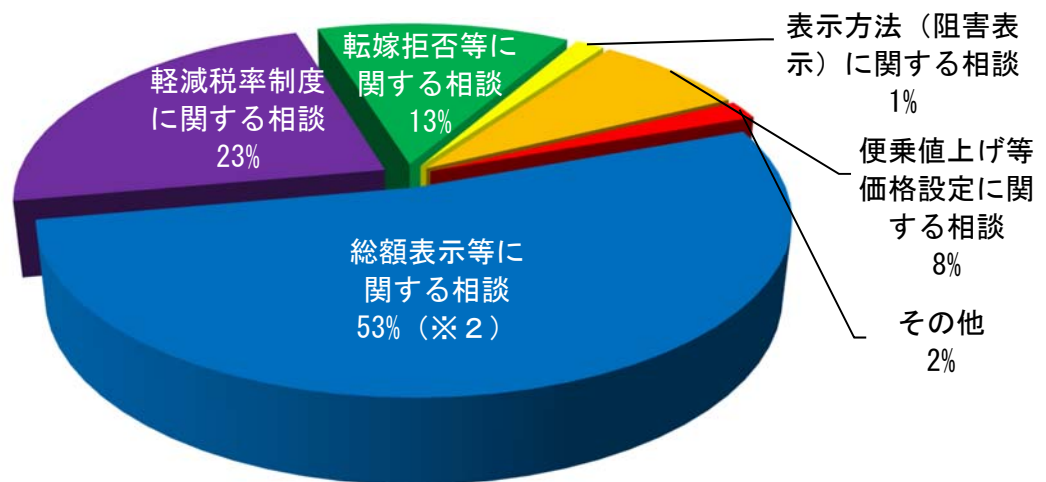
総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター）
の相談対応状況（令和元年 10 月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和元年 10 月（10/1～10/31））は以下のとおり。

1 相談件数

10 月の相談件数：電話 1,496 件、メール 178 件

【相談内容（全 1,674 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 平成 31 年 4 月に契約し、令和元年 5 月より工事を開始して、同年 10 月以降に完成予定の建設工事について、出来高部分を同年 9 月に支払う場合、出来高部分の消費税率はどうなりますか。

A. 消費税の適用税率の判定は、その資産の譲渡等がいつ行われたかにより行うこととなります。

請負等による資産の譲渡等は、物の引渡しを要する請負契約にあっては、その目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあっては、その約した役務の全部を完了した日に行われたこととなります。

出来高払いについては、建設工事の仕上がり状況に応じて、その出来高分の金額を支払うものでありますが、ご相談内容のように、工事の全部を完成して相手方に引き渡す日が、令和元年 10 月 1 日以降であれば、原則として新税率（10%）が適用されることとなります。

なお、事業者が請け負った建設工事等について、部分完成基準による資産の譲渡等の時期の特例が適用される一定の事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、その課税期

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 10 件

※2 うち総額表示に関する相談が 5%、消費税一般に関する相談が 95%

間において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事代金に係る資産の譲渡等の時期については、その引渡しを行った日とすることとされています。この場合に、引渡しを行った日が令和元年9月末までであれば適用税率は旧税率(8%)が適用され、令和元年10月以降は新税率(10%)が適用されます。

消費税の適用税率等や経過措置の適用については、個々の取引の契約内容を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 下請事業者です。機械の据付工事を請け負っていますが、取引先の元請事業者が本年12月に行う予定の工事の請負代金について、消費税率引上げ分を据え置くとってくるのではないかと懸念しています。そのような行為は問題ではないでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、「買ったたき」として問題になります。

このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 消費者です。令和元年10月になってから、近所のクリーニング店におけるクリーニング等の料金が、9月までの税込価格に10%の消費税がかかるようになりました。これは便乗値上げではありませんか。

A. 税込価格A円だったものを税抜価格A円とする場合は、これまでの税抜の本体価格について約8%相当分の値上げが行われたことを意味するものと考えられます。

一方で、個々の商品などの価格は、自由競争の下で市場条件を反映して決定されるものであり、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。つまり、この本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等の合理的な理由に基づくものであれば、便乗値上げではありません。

そのため、値上げの要因について事業者にご確認いただき、その上で納得がいく回答が得られない場合には、消費者庁に御連絡ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は、食料品及び日用雑貨の卸売業を営む事業者です。当社の請求締め日が毎月15日であることから、令和元年10月分の請求書(9/16~10/15)には、令和元年9月までの消費税率8%、令和元年10月からの消費税率10%及び軽減税率の8%と、3種類の消費税率が混在します。この場合、区分記載請求書の記載要件を満たした請求書を作成するに当たっての留意事項を教えてください。

A. 令和元年9月までの取引に適用される税率8%(以下「旧税率」という。)は、消費税率6.3%と地方消費税1.7%の合計であり、他方、令和元年10月からの取引に適用される軽減税率8%は、消費税率6.24%と地方消費税率1.76%の合計ですので、旧税率8%と軽減税率8%では、その内訳が異なってい

ます。

このため、ご相談の例のように、一の請求書において、旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引とが混在するときは、区分記載請求書の記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載に当たり、標準税率 10%と軽減税率8%を税率ごとに合計するだけでなく、旧税率8%の対象商品についても当該商品を区分して合計する必要があります。

具体的な記載例については、国税庁ホームページに掲載されている「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)平成 28 年4月(令和元年7月改訂)」問 116

(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/02.htm>)を御確認ください。

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル : 0120-200-040(IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル : 0570-200-123(通話料金がかかります)

受付時間 9時~17時(土日祝日・年末年始を除く)

※令和元年 12 月 15 日までは土曜日・日曜日・祝日も受け付けています。

○メール : ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24 時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2609 (直通)

FAX : 03-3591-0160